

## 船舶事故調査報告書

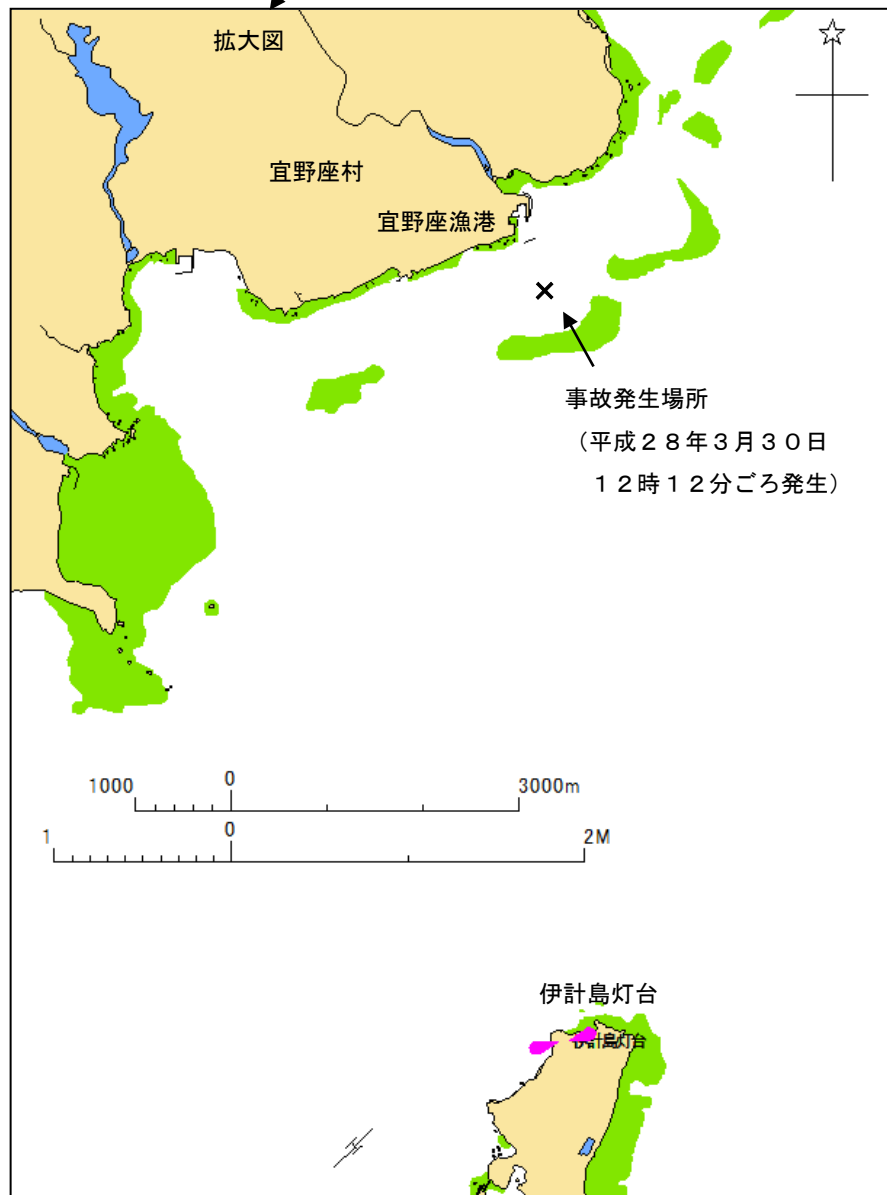
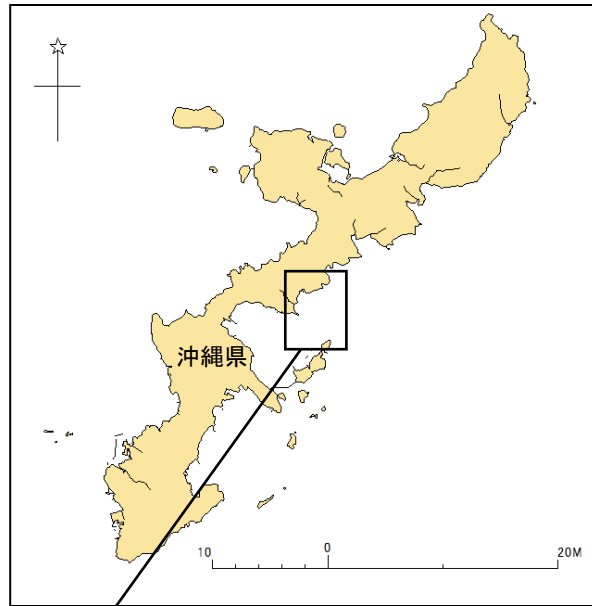
平成29年3月16日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成28年3月30日 12時12分ごろ
発生場所	沖縄県宜野座村宜野座漁港南方沖 伊計島灯台から真方位359° 4.3海里（M）付近 （概位 北緯26° 28.2′ 東経127° 59.7′）
事故の概要	漁船尚徳丸は、もずく網の取付作業中、船長が負傷した。 尚徳丸は、推進器翼に欠損を生じた。
事故調査の経過	平成28年8月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 尚徳丸、1.5トン ON3-08641（漁船登録番号）、個人所有 7.63m（Lr）×2.19m×0.76m、FRP ディーゼル機関、44.10kW、平成3年7月1日 第296-12919号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年7月20日 免許証交付日 平成25年12月20日 （平成30年12月9日まで有効） 乗組員A 男性 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月15日 免許証交付日 平成24年5月7日 （平成29年8月6日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	推進器翼に欠損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約3.9m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、水温 約21℃
事故の経過	本船は、船長及び乗組員Aほか1人（以下「乗組員B」という。） が乗り組み、宜野座漁港南方において、もずく網（長さ約18～20 m、幅約2.5m）を苗床場（もずくの種付けした網を設置する場

	<p>所) から本張り場 (苗床でもずくの芽が出た後の網を設置する場所) に張り直す作業 (以下「本張り作業」という。) を行っていた。</p> <p>本船は、本張り場の西端付近に停止し、もずく網の一部を海に降ろした後、機関を後進にかけて本張り場の中央付近を東方に移動し、船長が浮上する予定の方角に船首を向けてクラッチを中立とした。</p> <p>船長は、空気ポンペを背負い、潜水してもずく網の一角を海底に設置されたもずく網固定用鉄筋 (以下「固定用鉄筋」という。) にロープで結び、海面に浮上したのち、残りの一角を反対側の固定用鉄筋に結ぶ目的で再び海中に潜った。</p> <p>乗組員 B は、船体中央でもずく網の残りの部分を降ろせる状態にして海面に浮上する予定の船長を待っていたところ、本船が船尾方から受けた波で前方に流されたので、乗組員 A が元の場所に戻そうと船外機を後進にかけたところ、平成 28 年 3 月 30 日 12 時 12 分ごろ金属音を聞いた。</p> <p>乗組員 B は、乗組員 A がクラッチを中立とした後、船尾方の海に飛び込み、もずく網に絡まっている船長を見付けて救助し、船長を船内に引き上げた。</p> <p>船長は、乗組員 B が心肺蘇生を施したところ、意識が戻り、乗組員 B が 119 番通報を行い、本船が宜野座漁港に着いた後、ヘリコプタで病院に搬送され、急性硬膜外血腫、頭蓋骨骨折、頭部挫裂創と診断された。</p> <p>(付図 1 事故発生場所概略図、付図 2 もずく網の設置状況図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の船尾喫水は、約 0.7 m であった。</p> <p>本船は、毎年 12 月から 6 月までの間、本事故発生場所付近で約 500 枚のもずく網を張り、もずくの養殖を行っていた。</p> <p>本張り作業は、本張り場と称する水深約 3 m の海底にほぼ等間隔に設置された固定用鉄筋 (海底からの高さ約 0.6 m) に、もずく網の四隅及び同網の縁に取り付けたロープを結んで同網を展張するものであった。</p> <p>乗組員 A は、船外機を後進にかけるとき、推進器の周辺を確認していなかった。</p> <p>乗組員 A は、約 60 年間の漁師経験があった。</p> <p>乗組員 B は、船長が潜水中、海面に沸き上がる泡で船長がいる場所を把握していたが、本事故時、海面に沸き上がる泡を見失い、船長がどの辺りに潜っているのか分からなかった。</p> <p>乗組員 B は、本事故後、固定用鉄筋の約半分にもずく網のロープが結ばれていたことを認めた。</p> <p>船長は、海面に浮上することでもずく網の一角を鉄筋にロープで結んだ合図となるので、本事故時、海面に浮上し、再び海中に潜った</p>

	<p>が、その後の記憶を失っていた。</p> <p>本船は、船長が海面に浮上した後、船外機で後進しながらもずく網の残り部分を降ろしてその場所を離れるようにしていた。</p> <p>船長は、10分間程度でもずく網を固定用鉄筋にロープで結んでいた。</p> <p>船長は、本事故時、ウェットスーツ、ゴーグル及び足ひれを着用し、空気ボンベ1本を背負っていた。</p> <p>船長は、約30年間の漁師経験があり、本張り作業では主に潜水を担当していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、宜野座漁港南方沖において、本張り作業中、乗組員Aが、船外機を使用して移動しようとした際、推進器周辺の安全を確認していなかったことから、船外機を後進にかけたところ、推進器翼が潜水中の船長の頭部に接触し、船長が負傷したものと考えられる。</p> <p>乗組員A及び乗組員Bは、本事故当時、潜水している船長の所在を確認していなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、宜野座漁港南方沖において、本張り作業中、乗組員Aが、船外機を使用して移動しようとした際、推進器周辺の安全を確認していなかったため、船外機を後進にかけたところ、推進器翼が潜水中の船長の頭部に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>船長は、本事故後、もずく網を張る場所付近に本船を錨泊させたのち、潜水者がもずく網を運ぶ手順に変更した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜水作業等を行う際は、事前に浮上したときの合図等の打合せを行い、乗組員間で情報の共有を図ること。</li> <li>・操船者は、船外機等を使用する場合、推進器周辺に潜水者がいないか確認すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



付図2 もずく網の設置状況図

